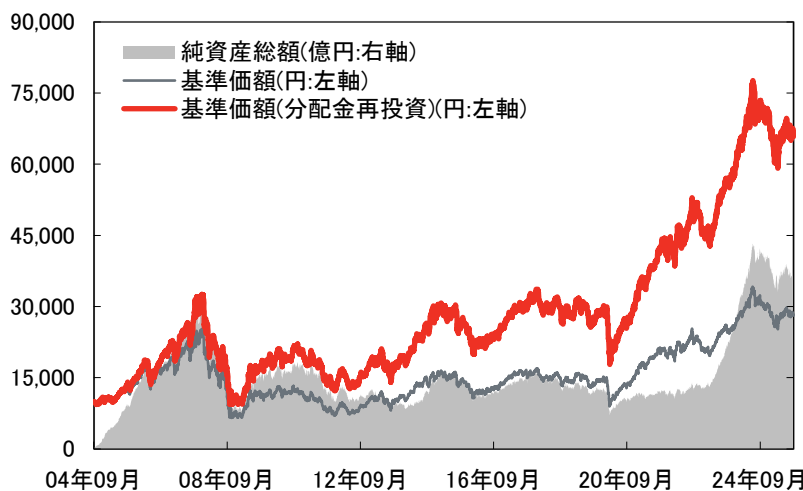


設定日: 2004年9月30日

決算日: 毎年9月30日(休業日の場合は翌営業日)

信託期間: 無期限

## 基準価額・純資産総額の推移／ファンドの運用状況



※基準価額は、信託報酬(後掲の「ファンドの費用」をご参照ください)控除後の数値です。  
 ※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと  
 して計算しています。  
 ※ファンドの期間別騰落率は、基準価額(分配金再投資)をもとに計算しています。  
 ※為替レートの期間別騰落率は、一般社団法人投資信託協会が発表する為替レートに基づき  
 イーストスプリング・インベストメンツ作成(参考データ)。  
 ※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

2025年9月30日現在

基準価額: 28,084 円  
 前月末比: -8 円  
 純資産総額: 2,407.4 億円  
 前月末比: -22.7 億円

### 期間別騰落率

|     | ファンド   |
|-----|--------|
| 1ヵ月 | -0.0%  |
| 3ヵ月 | -4.1%  |
| 6ヵ月 | 1.4%   |
| 1年  | -8.7%  |
| 3年  | 36.5%  |
| 設定来 | 558.3% |

### ＜ご参考＞為替騰落率

|             | ルピー(対円) |
|-------------|---------|
| 1ヵ月         | 0.0%    |
| 3ヵ月         | -0.6%   |
| 6ヵ月         | -4.0%   |
| 1年          | -1.2%   |
| 3年          | -5.6%   |
| ファンド<br>設定来 | -31.3%  |

## 分配の推移(1万口当たり、税引前) 直近12期分

| 決算期 | 第10期<br>2014/9/30 | 第11期<br>2015/9/30 | 第12期<br>2016/9/30 | 第13期<br>2017/10/2 | 第14期<br>2018/10/1 | 第15期<br>2019/9/30 | 第16期<br>2020/9/30 |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 分配金 | 1,000 円           | 0 円               | 0 円               | 1,000 円           | 0 円               | 0 円               | 0 円               |
| 決算期 | 第17期<br>2021/9/30 | 第18期<br>2022/9/30 | 第19期<br>2023/10/2 | 第20期<br>2024/9/30 | 第21期<br>2025/9/30 | 設定来累計             |                   |
| 分配金 | 1,000 円           | 1,000 円           | 1,000 円           | 1,000 円           | 0 円               | 14,000 円          |                   |

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

## 主要な資産の組入状況

|                                           |       |
|-------------------------------------------|-------|
| イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド | 97.8% |
| イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け)    | 0.2%  |
| 現金・その他                                    | 2.0%  |

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。  
 ※四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。  
 また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

英国ブルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開している  
 ブルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

投資先ファンド: 「イーストスプリング・インベストメンツ・インド・エクイティ・オープン・リミテッド」の状況

## 資産別組入状況

| 資産の種類   | 比率     |
|---------|--------|
| 現物株式    | 100.9% |
| デリバティブ等 | 0.0%   |
| 現金・その他  | -0.9%  |
| 組入銘柄数   | 54     |

## 組入上位10業種

| 業種          | 比率    |
|-------------|-------|
| 銀行          | 23.1% |
| エネルギー       | 10.9% |
| 自動車・自動車部品   | 8.9%  |
| ソフトウェア・サービス | 8.5%  |
| 金融サービス      | 6.7%  |
| 素材          | 6.2%  |
| 公益事業        | 5.3%  |
| 資本財         | 4.0%  |
| 不動産管理・開発    | 4.0%  |
| 電気通信サービス    | 3.9%  |

## 組入上位10銘柄

|    | 銘柄名             | 業種          | 比率   | 銘柄の概要                                                             |
|----|-----------------|-------------|------|-------------------------------------------------------------------|
| 1  | HDFC銀行          | 銀行          | 8.4% | グローバルな企業に金融サービスを提供する商業銀行。コーポレートバンキングや資産管理業務等も行う。                  |
| 2  | リライアンス・インダストリーズ | エネルギー       | 8.2% | ガソリン、灯油、液化石油ガス(LPG)などの製造のほか、合成繊維、テキスタイル、混紡糸などの製造、販売も行う。           |
| 3  | ICICI銀行         | 銀行          | 6.7% | インド全土に支店網を有する商業銀行。個人および法人業務に加え、外国為替、資金、財務管理サービス等を手掛ける。            |
| 4  | インフォシス          | ソフトウェア・サービス | 5.3% | 世界各地に拠点を持ち、ITコンサルティングおよびソフトウェアサービスを提供するコンピューターサービス会社。             |
| 5  | アクシス銀行          | 銀行          | 4.0% | インドで総合的な銀行業務を展開する商業銀行。主なサービスは、リテール銀行業務、資産運用、資金管理、非居住インド人向けサービスなど。 |
| 6  | ラーセン&トウブロ       | 資本財         | 3.2% | 建設会社・重機メーカー。大規模な建設プロジェクト、海外重機メーカーのインドにおける代理店業務も手掛ける。              |
| 7  | バルティ・エアテル       | 電気通信サービス    | 3.1% | 通信サービスを提供する電気通信事業者。アジアやアフリカでも事業を展開。                               |
| 8  | バジャジ・フィンサーブ     | 金融サービス      | 2.6% | 金融サービス会社。インド国内で生命保険、損害保険、消費者金融などの事業に従事するほか、風力発電分野でも事業を展開。         |
| 9  | ナショナル・サーマルパワー   | 公益事業        | 2.5% | インド最大級の国営電力会社。州政府への電力供給の他、電力取引、地方電化やコンサルティング業務など多岐にわたり事業を展開する。    |
| 10 | グラシム・インダストリーズ   | 素材          | 2.5% | ビスコース等の繊維製造のほか、子会社を通じてセメント生産も手掛ける。                                |

※「資産別組入状況」の現金・その他には未収・未払金が含まれます。

※比率は、イーストスプリング・インベストメンツ・インド・エクイティ・オープン・リミテッドの純資産総額を100%として計算しています。

※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じています(一部イーストスプリング・インベストメンツの判断に基づく分類を採用)。

なお、GICSに関する知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにありま。

※銘柄名は、イーストスプリング・インベストメンツが翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。

※銘柄の概要は、組入銘柄の紹介を目的としてイーストスプリング・インベストメンツが作成したものであり、特定の銘柄の推奨や将来の値動きを示唆するものではありません。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。  
また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 運用コメント

### 【投資環境】

9月、インド株式市場を代表するNifty50指数は前月末比で0.8%上昇(インドルピー・ベース)しました。月前半は、物品・サービス税(GST)減税や、好調な実質国内総生産(GDP)成長率を背景に上昇しました。後半は米国が外国人専門職向けの就労ビザ(H-1B)の申請手数料を引き上げる方針を発表したことで、インドのIT企業への懸念が高まり関連株が下落しました。さらに、米国が国内に工場を持たない先発医薬品の輸入に対して100%の関税を課す方針を示したことで、医薬品株も下落しました。当月は、大型株が中型株や小型株を上回る上昇幅となりました。業種別では、インド証券取引委員会(SEBI)がアダニグループによる資金迂回に関する証拠は確認されなかったとの見解を示したことを受けて急騰した公益事業や、新規受注獲得報道が好感された資本財・サービスなどが上昇しました。一方で、H-1Bビザ申請手数料の引き上げが嫌気された情報技術や、GST変更の影響により流通・小売業者の注文延期や消費者の買い控えが見られ、大手日用品メーカーが短期的な業績への影響を示唆したことから、生活必需品などは下落しました。為替市場では、インドルピーは対米ドルで下落し、対円ではほぼ変わらずとなりました。

### 【運用経過】

当ファンドの基準価額は前月末比で小幅に下落しました。当月は、ITサービス株や銀行株の保有がマイナス要因となった一方で、鉄鋼メーカー株の保有がプラス要因となりました。

投資行動としては、相対的な株価の割安度の変化等を考慮して、銀行株などを新規に買い付け、金融サービス会社株などを全売却しました。

### 【今後の見通し】

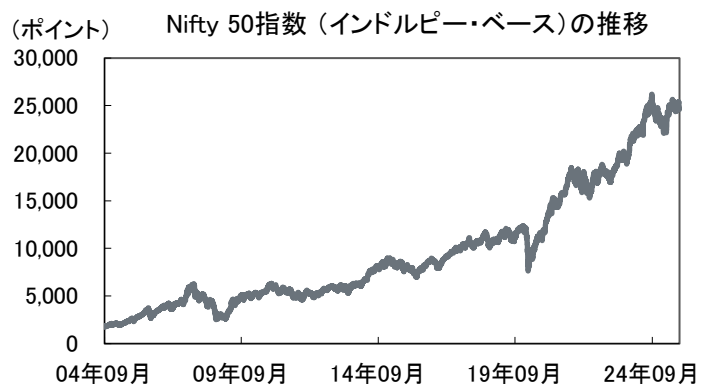
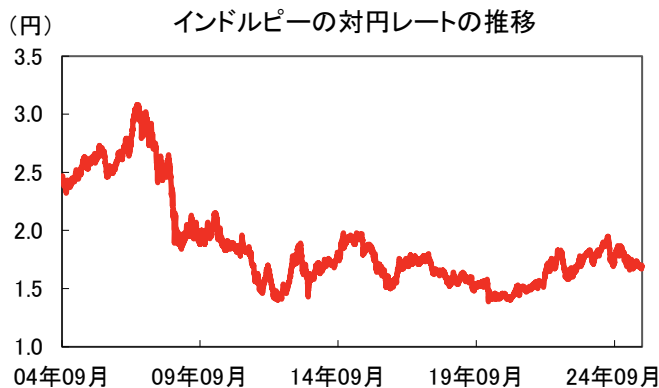
インド経済は他国と比べて輸出依存度が低く、国内需要が成長の主な原動力となっているため、対米輸出の混乱による上場企業への直接的な影響は限定的であると見ています。GST減税は、自動車関連や生活必需品、セメントメーカーなどの中期的な業績を下支えすると考えられます。また個人消費の喚起によって不透明な外部要因による短期的なインド経済への悪影響を吸収できると考えられます。当ファンドでは、金融サービス、自動車メーカー、不動産デベロッパーといった分野に着目しています。世界経済の先行きに対する不確実性が増し、投資家のリスク許容度が低下することで株式などのリスク資産が売られる可能性があるなかでも、インド市場は主に国内経済成長に依存しているため、他国と比べて相対的に回復力が高いと考えられます。個別銘柄の選択においては中長期的な市場の価値が株価に正確に反映され、過大・過小評価されていないかを冷静に判断することが重要です。引き続き、ファンダメンタルズが強く割安な銘柄に着目しながら、選別投資を行う方針です。

※運用コメントは作成時点での投資環境や今後の見通しを示したものであり、将来の運用成果や市場動向を保証するものではありません。

また、将来の市場環境の変動等により、その内容が予告なく変更される場合があります。

※運用コメントは、イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッドの運用を担当するファンド・マネジャーのコメントをもとにイーストスプリング・インベストメンツが作成したものです。

## ご参考



※為替レートの推移は、一般社団法人投資信託協会が発表する為替レートに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

※Nifty 50指数\*の推移は、Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

\* Nifty 50指数は、インドのナショナル証券取引所に上場する50銘柄で構成されたインドを代表する株価指数です。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。

また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ファンドの特色

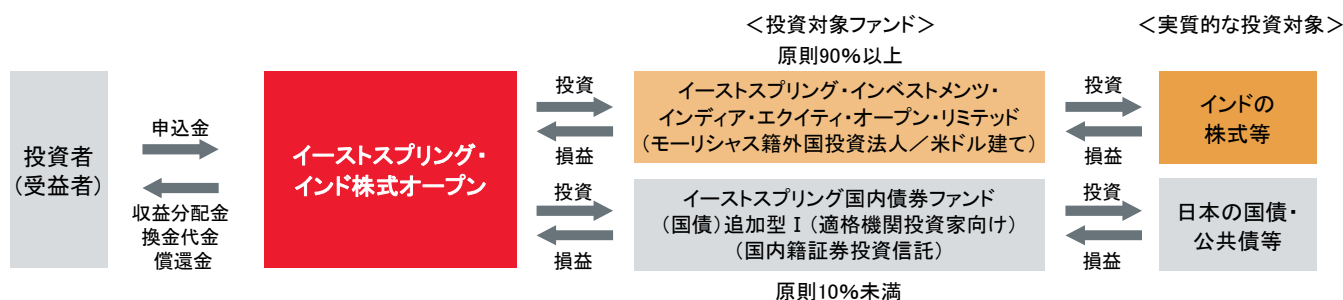
1 主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行います。

- ▶ モーリシャス籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」(以下「インディア・エクイティ・オープン」ということがあります。)(米ドル建て)への投資を通じて、主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行います。

**2** ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

## ファンドの仕組み

- ▶ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※原則として「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」への投資比率を高位に保ちます。

※ファンドは実質的にインドの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、主に円対インドルピーの為替相場の動きに影響を受けます。

**3** インド株式投資に関するイーストスプリング・インベストメンツの属するグループの運用力を活用します。

- ▶ 「インディア・エクイティ・オープン」の運用は、アジア株式の運用拠点であるイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。
- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドは、グループ内のインド株式投資に関する専門知識と豊富な経験を最大限活用して運用を行います。

**4 原則として、為替ヘッジを行いません。**

- ▶ 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。  
そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社について

175年以上の歴史を有する  
英国の金融サービスグループの一員です。

- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、1999年の設立以来、日本の投資家のみなさまに資産運用サービスを提供しています。
- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社は、アジア・アフリカ地域を中心に業務を展開しています。
- ▶ 最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2025年3月末現在、アジアでは16の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。

## ＜充実したアジアのネットワーク＞





## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

### ＜基準価額の変動要因となる主なリスク＞



#### 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



#### 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



#### 信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



#### 流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



#### カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。



#### 外国の税制変更リスク

インド株式の売却益等に関し、保有期間に応じてキャピタルゲイン税等が課されます。これらは当ファンドが投資対象とする外国投資法人（以下、「投資先ファンド」といいます。）が負担します。投資先ファンドの設定国および投資対象国において、税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更されることがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- インドの株式には、外国投資家の保有比率の制限があります。したがって、外国投資家の保有比率の状況によっては運用上の制約を受ける場合があります。なお、インドの制度等は変更される場合があります。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

お申込メモ

|                       |                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位               | 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。                                                                                                                                                                              |
| 購 入 価 額               | お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                              |
| 購 入 代 金               | お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。                                                                                                                                                                         |
| 換 金 単 位               | 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。                                                                                                                                                                              |
| 換 金 価 額               | 換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。                                                                                                                                                              |
| 換 金 代 金               | 換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                   |
| 購入・換金申込<br>受付不可日      | 営業日が以下①～③の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。<br>①インドの金融商品取引所の休場日 ②シンガポールの銀行休業日 ③モーリシャスの銀行休業日                                                                                                           |
| 申 込 締 切 時 間           | 原則として午後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。<br>なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。                                                                             |
| 換 金 制 限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                             |
| 購入・換金申込受付<br>の中止及び取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。                                                                                      |
| 信 託 期 間               | 無期限(2004年9月30日設定)                                                                                                                                                                                  |
| 繰 上 償 還               | 以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。<br>①受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合<br>③やむを得ない事情が発生した場合                                                                                     |
| 決 算 日                 | 毎年9月30日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                               |
| 収 益 分 配               | 原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。<br>また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。                                                                            |
| 信託金の限度額               | 5,000億円                                                                                                                                                                                            |
| 公 告                   | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                                                      |
| 運 用 報 告 書             | 委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。                                                                                                                                            |
| 課 税 関 係               | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 |

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 3.85%(税抜3.5%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額とします。 |
| 信託財産留保額 | 換金の受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乘じて得た額とします。                              |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                   |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                     |
|-------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬等) | 当ファンド①             | 純資産総額に対して年率1.3497%(税抜1.227%)<br>計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは<br>毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末<br>または信託終了時に支払われます。<br>＜当ファンド①の配分＞                                                                                                                        |                     |
|                   |                    | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                               | 年率0.5500%(税抜0.500%) |
|                   |                    | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                                               | 年率0.7700%(税抜0.700%) |
|                   |                    | 受託会社                                                                                                                                                                                                                                                                               | 年率0.0297%(税抜0.027%) |
| その他の費用・<br>手数料    | 投資対象とする<br>投資信託証券② | 年率0.60%程度                                                                                                                                                                                                                                                                          |                     |
|                   | 実質的な負担<br>(①+②)    | 年率1.9497%程度(税込)                                                                                                                                                                                                                                                                    |                     |
| その他の費用・<br>手数料    |                    | 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、<br>日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は<br>翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外<br>国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。<br>「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。 |                     |

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 委託会社およびファンドの関係法人 委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

|      |                                                                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社<br>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号／加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会<br>当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。                                                                     |
| 販売会社 | 販売会社に関しては、次ページをご覧ください。<br>販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の<br>支払いに関する事務等を行います。                    |

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

販売会社一覧 投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お申込先

| 金融商品取引業者等                              | 金融商品取引業者 | 登録金融機関 | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品取引業協会 |
|----------------------------------------|----------|--------|------------------|---------|---------------------|---------------------|------------------------|
| アイザワ証券株式会社                             | ○        |        | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       | ○                   |                     | ○                      |
| 池田泉州TT証券株式会社                           | ○        |        | 近畿財務局長(金商)第370号  | ○       |                     |                     |                        |
| 岩井コスモ証券株式会社                            | ○        |        | 近畿財務局長(金商)第15号   | ○       | ○                   | ○                   |                        |
| SMBC日興証券株式会社                           | ○        |        | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 株式会社SBI証券                              | ○        |        | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                     | ○                   | ○                      |
| 岡三証券株式会社                               | ○        |        | 関東財務局長(金商)第53号   | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 九州FG証券株式会社                             | ○        |        | 九州財務局長(金商)第18号   | ○       |                     |                     |                        |
| Jトラストグローバル証券株式会社                       | ○        |        | 関東財務局長(金商)第35号   | ○       | ○                   |                     |                        |
| 十六TT証券株式会社                             | ○        |        | 東海財務局長(金商)第188号  | ○       |                     |                     |                        |
| スターツ証券株式会社                             | ○        |        | 関東財務局長(金商)第99号   | ○       | ○                   |                     |                        |
| 東海東京証券株式会社                             | ○        |        | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 内藤証券株式会社                               | ○        |        | 近畿財務局長(金商)第24号   | ○       |                     |                     | ○                      |
| 西日本シティTT証券株式会社                         | ○        |        | 福岡財務支局長(金商)第75号  | ○       |                     |                     |                        |
| 西村証券株式会社                               | ○        |        | 近畿財務局長(金商)第26号   | ○       |                     |                     |                        |
| 日産証券株式会社                               | ○        |        | 関東財務局長(金商)第131号  | ○       |                     | ○                   | ○                      |
| ニューズ証券株式会社                             | ○        |        | 関東財務局長(金商)第138号  | ○       | ○                   |                     |                        |
| 野村証券株式会社                               | ○        |        | 関東財務局長(金商)第142号  | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 八十二証券株式会社                              | ○        |        | 関東財務局長(金商)第21号   | ○       | ○                   |                     |                        |
| 浜銀TT証券株式会社                             | ○        |        | 関東財務局長(金商)第1977号 | ○       |                     |                     |                        |
| 播陽証券株式会社                               | ○        |        | 近畿財務局長(金商)第29号   | ○       |                     |                     |                        |
| PWM日本証券株式会社                            | ○        |        | 関東財務局長(金商)第50号   | ○       |                     |                     | ○                      |
| ひろぎん証券株式会社                             | ○        |        | 中国財務局長(金商)第20号   | ○       |                     |                     |                        |
| 二浪証券株式会社                               | ○        |        | 四国財務局長(金商)第6号    | ○       |                     |                     |                        |
| PayPay証券株式会社                           | ○        |        | 関東財務局長(金商)第2883号 | ○       |                     |                     |                        |
| ほくほくTT証券株式会社                           | ○        |        | 北陸財務局長(金商)第24号   | ○       |                     |                     |                        |
| 北洋証券株式会社                               | ○        |        | 北海道財務局長(金商)第1号   | ○       |                     |                     |                        |
| 松井証券株式会社                               | ○        |        | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |                     | ○                   |                        |
| マネックス証券株式会社                            | ○        |        | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 丸三証券株式会社                               | ○        |        | 関東財務局長(金商)第167号  | ○       | ○                   |                     |                        |
| 三木証券株式会社                               | ○        |        | 関東財務局長(金商)第172号  | ○       |                     |                     |                        |
| みずほ証券株式会社(新規販売停止)                      | ○        |        | 関東財務局長(金商)第94号   | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 三津井証券株式会社                              | ○        |        | 北陸財務局長(金商)第14号   | ○       |                     |                     |                        |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                      | ○        |        | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                  | ○        |        | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 水戸証券株式会社                               | ○        |        | 関東財務局長(金商)第181号  | ○       | ○                   |                     |                        |
| むさし証券株式会社                              | ○        |        | 関東財務局長(金商)第105号  | ○       |                     |                     | ○                      |
| 楽天証券株式会社                               | ○        |        | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| リテラ・クレア証券株式会社                          | ○        |        | 関東財務局長(金商)第199号  | ○       |                     |                     |                        |
| ワイエム証券株式会社                             | ○        |        | 中国財務局長(金商)第8号    | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社足利銀行(インターネット専用)                    |          | ○      | 関東財務局長(登金)第43号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| 株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)   |          | ○      | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社池田泉州銀行(インターネット専用)                  |          | ○      | 近畿財務局長(登金)第6号    | ○       |                     | ○                   |                        |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券)   |          | ○      | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) |          | ○      | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| 株式会社香川銀行                               |          | ○      | 四国財務局長(登金)第7号    | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社京葉銀行                               |          | ○      | 関東財務局長(登金)第56号   | ○       |                     |                     |                        |
| ソニー銀行株式会社                              |          | ○      | 関東財務局長(登金)第578号  | ○       |                     | ○                   | ○                      |
| 株式会社第四北越銀行                             |          | ○      | 関東財務局長(登金)第47号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| 株式会社東京スター銀行                            |          | ○      | 関東財務局長(登金)第579号  | ○       |                     | ○                   |                        |
| 株式会社東邦銀行                               |          | ○      | 東北財務局長(登金)第7号    | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社徳島大正銀行                             |          | ○      | 四国財務局長(登金)第10号   | ○       |                     |                     |                        |

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。また、金融商品仲介業者を含むことがあります。

(次ページに続く。)



販売会社一覧 投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お申込先

| 金融商品取引業者等                                    | 金融商品取引業者 | 登録金融機関 | 登録番号            | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
|----------------------------------------------|----------|--------|-----------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 株式会社西日本シティ銀行                                 |          | ○      | 福岡財務支局長（登金）第6号  | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社八十二銀行（委託金融商品取引業者八十二証券株式会社）               |          | ○      | 関東財務局長（登金）第49号  | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社肥後銀行（インターネット専用）                          |          | ○      | 九州財務局長（登金）第3号   | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社広島銀行（インターネット専用）                          |          | ○      | 中国財務局長（登金）第5号   | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社福島銀行                                     |          | ○      | 東北財務局長（登金）18号   | ○       |                 |                 |                    |
| PayPay銀行株式会社                                 |          | ○      | 関東財務局長（登金）第624号 | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社北海道銀行                                    |          | ○      | 北海道財務局長（登金）第1号  | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社北國銀行（インターネット専用）                          |          | ○      | 北陸財務局長（登金）第5号   | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社三井住友銀行                                   |          | ○      | 関東財務局長（登金）第54号  | ○       |                 | ○               | ○                  |
| 株式会社三菱UFJ銀行                                  |          | ○      | 関東財務局長（登金）第5号   | ○       |                 | ○               | ○                  |
| 株式会社三菱UFJ銀行（委託金融商品取引業者三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） |          | ○      | 関東財務局長（登金）第5号   | ○       |                 | ○               | ○                  |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                |          | ○      | 関東財務局長（登金）第33号  | ○       | ○               | ○               |                    |
| 株式会社山形銀行                                     |          | ○      | 東北財務局長（登金）第12号  | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社琉球銀行                                     |          | ○      | 沖縄総合事務局長（登金）第2号 | ○       |                 |                 |                    |

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。また、金融商品仲介業者を含むことがあります。

照会先：  
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社  
TEL.03-5224-3400  
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）  
ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。○ご購入の際は、あらかじめ販売会社がお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。